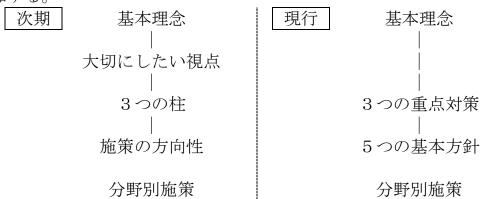
次期人権施策推進指針策定について(現行指針からの主な変更点)

1 体系の見直し(資料2-1及び2-2関係)

人権尊重の社会づくりのために共有したい思い(心構え)として、「大切にしたい視 点」を追加する。



2 分野別施策の位置づけ(資料3関係)

現行の指針や国が掲げる啓発活動強調事項を踏まえつつ、社会情勢等を鑑み、位置づ ける分野を見直す。

(※下線の分野は現行指針の「その他の人権」から個別に位置づけ 波線は新規)

- 女性の人権
- 子どもの人権
- 高齢者の人権
- 障がいのある人の人権
- 部落差別(同和問題)
- 外国人の人権
- 感染症患者等の人権
- インターネットによる人権侵害
- ・ 多様な性に関する人権
- ・ 働く人の人権

その他の人権

- アイヌの人々の人権
- 刑を終えて出所した人の人権
- 犯罪被害者とその家族の人権
- 北朝鮮当局による人権侵害問題
- ホームレスの人権
- · 人身取引
- 災害に起因する人権

3 SDGs の観点を取り入れた計画(資料 4-1 関係)

SDGs が目指す姿は、人権尊重の理念とも重なることから、SDGs の観点を取り入れる。

例 女性の人権

●現状・課題

●施策の方向性









人権教育・啓発の推進~互いに認めともに支え合う心の育成~ の視点

・女性の人権を尊重する教育・啓発の推進

相談・支援の充実〜一人ひとりの安心を守る体制の整備〜 の視点

・DV 等相談・支援体制の充実

多様な主体との連携・協働~ともに手をとり合うまちづくりの推進<mark>の視点</mark>

・男女共同参画社会づくりの推進